〔古今要覽稿 時令〕七種菜（なゝくさ）　七種の若菜を以て、これを正月七日禁中に奉りしは、醍醐天皇の延喜十一年を始とす、（公事根源）それより以前、宇多天皇の寛平二年正月上の子日、内藏寮より若菜を奉りし事ありと（同上）いへども、七種を薺、蘩蔞、芹、菁、御形、酒々代、佛座に定められしは、四辻左大臣を始とす、（河海抄には縷を蔞に作り、酒々代を須々之呂に作られたり、）一説に七種は芹、なづな、御形、田平子、佛の座、あしな、耳なし也と（壒嚢鈔）いひ、或は芹、五行、薺、はこべら、佛の座、すゞな、耳なし也といひ、又或日記には芹、薺、蘩蔞、五行、すゞしろ、佛の座、田平子也とも（同上）いへり、然りといへども、枕草子に七日の若菜を人の六日にもてさはぎ、とりちらしなどするに、みもしらぬ草を、（○中略）みゝな草となんいふといふものゝあれば、うべなりけり、きかぬがほなるはなど笑ふにとみへたり、此みゝな草は、即壒嚢鈔にいはゆる耳なしと一物にして、今も俗にみゝなぐさといふものなり、清少納言の見もしらぬ草を、子供のもてきたるといへる文によれば、此頃までは耳なぐさは、七種の數には入らぬ草にて、清少納言もはじめて此草をばみし也、されど壒嚢鈔に載る所の兩説の七種菜は、永觀の頃よりははるかに後の人の作りしものなる事しるし、或はいふ今松尾の社家より奉る七種は、芹、なづな、御形、（はゝこぐさ）はこべら、佛の座、（これは救荒本草の風輪に充し草なり）すゞな、（かぶらな）すゞしろ（大根）なり、また別本公事年中行事に圖を出したるは、芹、なづな、御形、（はゝこぐさ）佛の座、（おほばこ）はこべら、すゞしろ、（大根）すゞな（かぶらな）なり、今關東にて七種の粥といふは、青菜と薺をまじへて祝ふなりといへり、凡七種の粥を禁中に奉りしは、梁の宗懍が荊楚歳時記に、正月七日俗以七種菜爲羹、といへる文にもとづかれしものなれども、其七種は西土の人といへども、後世に至りては、しるものなきによりて、本邦にては季冬より初春をかけて生出る種々を以て、強てその數に合せしものなるべければ、家々にてその説まちまちなりといへ共、四辻左大臣の説最ふるし、故に今その説に從ひて品物をわかちしなり、扨關東にては、青菜と薺をまじへて祝ふといふといへども、それを打はやす俎板の上には、火箸、擂槌、